

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(岩手県官報報告規則の一部改正)

第1条 岩手県官報報告規則(昭和32年岩手県規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第3条、第4条関係)					別表(第3条、第4条関係)				
官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課	官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課
[略]					[略]				
2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨	[略]	決定又は裁決のあった日から3日目まで	[略]	[略]	2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求があった場合又はその審査請求に対する裁決をした場合のその要旨	[略]	裁決のあった日から3日目まで	[略]	[略]
[略]					[略]				
様式第2号 地方税(別表関係) (<u>不服申立て</u> があった場合)					様式第2号 地方税(別表関係) (<u>審査請求</u> があった場合)				
六 五 四 三 二 一 その他必要な事項 関係地方公共団体名 不服申立ての概要 不服申立ての目的となった処分 不服申立てがあった日 不服申立人の住所及び氏名					六 五 四 三 二 一 その他必要な事項 関係地方公共団体名 審査請求の概要 審査請求の目的となった処分 審査請求があった日 審査請求人の住所及び氏名				
地方税 岩手県 ××税について、次のとおり <u>不服申立て</u> があった。					地方税 岩手県 ××税について、次のとおり <u>審査請求</u> があった。				
(不服申立てに対する決定又は裁決をした場合)					(審査請求に対する裁決をした場合)				

<p style="text-align: center;">岩手県</p> <p style="text-align: center;">地方税</p> <p style="text-align: center;">×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて次のとおり決定（裁決）一した。</p> <p>一 不服申立人の住所及び氏名</p> <p>二 不服申立てがあった日</p> <p>三 不服申立ての目的となった処分</p> <p>四 関係地方公共団体名</p> <p>五 決定（裁決）の日</p> <p>六 決定（裁決）の内容</p> <p>七 その他必要な事項</p>	<p style="text-align: center;">岩手県</p> <p style="text-align: center;">地方税</p> <p style="text-align: center;">×月×日第×号紙に掲載された審査請求について次のとおり裁決した。</p> <p>一 審査請求人の住所及び氏名</p> <p>二 審査請求があった日</p> <p>三 審査請求の目的となった処分</p> <p>四 関係地方公共団体名</p> <p>五 裁決の日</p> <p>六 裁決の内容</p> <p>七 その他必要な事項</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（森林病虫害等防除法施行細則の一部改正）

第2条 森林病虫害等防除法施行細則（昭和39年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>付記1 この処分に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>付記1 この処分に不服がある場合は、この指示書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この指示書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>付記1 この処分に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>付記1 この処分に不服がある場合は、この指示書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この指示書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第3条 食品衛生法施行細則（昭和48年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記様式（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>付記1 この処分に不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この指令書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>別記様式（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>付記1 この処分に不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この指令書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> </div> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正）</p>	

第4条 職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第23号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して書面をもって<u>不服申立て</u>をすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>不服申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の<u>不服申立て</u>をした場合には、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> </div>	<p>様式第23号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、知事に対して書面をもって<u>審査請求</u>をすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> </div>

[略]

様式第24号（第29条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する判決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

[略]

様式第25号（第29条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の

[略]

様式第24号（第29条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

[略]

様式第25号（第29条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の

翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

[略]

様式第26号（第29条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化

翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

[略]

様式第26号（第29条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変

を理由に、
に対して、この処分の取消しを
申し立てることができます。

[略]

様式第27号（第30条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

様式第29号（第32条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴

化を理由に、
に対して、この処分の取消し
を申し立てることができます。

[略]

様式第27号（第30条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

様式第29号（第32条関係）

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴

訟において県を代表する者は、知事となります。) 、
処分の取消しの訴えを提起することができます。なお
、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か
月以内であっても、この処分があった日の翌日から起
算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。ただし、1の不服申立
てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は
決定があったことを知った日の翌日から起算して6か
月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ
ます。

[略]

訟において県を代表する者は、知事となります。) 、
処分の取消しの訴えを提起することができます。なお
、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か
月以内であっても、この処分があった日の翌日から起
算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。ただし、1の審査請求
をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処
分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てに係る官報報告については、第1条の規定による改正後の岩手県官報報告規則別表及び様式第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。